

国務院、専利法実施細則（2024年1月20日施行）を公表

2023年12月22日
JETRO 香港事務所

2023年12月21日、国務院から「**中華人民共和國専利法実施細則**」（中华人民共和国專利法實施細則¹）が公表された。施行日は2024年1月20日。同細則は、2021年6月1日施行の専利法²に対応するものであり、2020年11月発表の意見募集稿³を経て、その改正草案が先月11月3日に開かれた国務院常務会議において可決された旨が発表されていた。なお、同日付で、国家知識産権局（CNIPA）から「**専利審査指南**」（專利審查指南（2023）⁴）も公表されている。

概要は以下の通り。

部分意匠 [30~31条修正 (←旧 27~28条)、専利法第2条4項関連]

- ✓ 部分意匠を出願する場合には、製品全体図を提出し、保護を求める内容を点線と実線の組合せ又はその他の方法で表示しなければならない。
- ✓ 保護を求める部分は、製品全体から見て点線と実線の組合せによって表示されている場合を除き、簡単な説明（簡要説明）の記載が必須
- ✓ 簡潔な説明には、商業的宣伝用語の使用不可・製品性能の記載不可

初歩的審査 [50条修正 (←旧 44条)、専利法第34条、40条関連]

- ✓ 実用新案の審査要件に明らかな創造性（進歩性）が追加
- ✓ 外観設計専利の審査要件に明らかな区別（創造非容易性）が追加、等

遅延審査請求 [56条修正 (←旧 50条)、専利法第35条関連]

- ✓ 出願人は専利出願（特許・実用・意匠を包含する記載）の審査の遅延請求可

専利評価報告書 [62~63条修正 (←旧 56~57条)、専利法第66条2項関連]

- ✓ 同報告書を請求できる者（従前は専利権者と利害関係者）に被疑侵害者を追加
- ✓ 出願人は専利権登記手続時に請求可。その場合、国務院専利行政部門は権利付

¹ [原文] https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

² [原文およびジェトロ作成仮訳] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law>

³ [原文およびジェトロ作成仮訳] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html>

⁴ [原文] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html?xxgkhide=1

※施行日は本細則と同日の2024年1月20日

与公告日から2カ月以内に同報告書を作成（通常は請求受理から2カ月以内）

- ✓ 同報告書を請求する書類には専利出願番号の記載でも可（従前は専利番号）、等

専利権期間補償 [5章 77～84条、専利法第42条 2～3項関連]

- ✓ 発明専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延に対する期間補償について、請求書の提出期限は専利権付与公告日から3カ月以内
- ✓ 新薬の発売承認審査に要した期間の補償について、請求書の提出期限は中国における新薬販売許可取得日から3カ月以内
- ✓ 新薬が同時に複数の専利に含まれる場合の補償請求は1つの専利権に対してのみ
- ✓ 専利が同時に複数の新薬を包む場合の補償請求は1つの新薬に対してのみ、等

専利開放許諾制度 [6章 85条～88条、専利法第50～52条関連]

- ✓ 従前の第5章「専利実施の強制許諾」から第6章「専利実施の特別許諾」に名称変更（同制度も包含可能な項目名に変更）
- ✓ 開放許諾宣言は専利権付与公表後
- ✓ 同宣言には専利番号・専利権者の氏名／名称・専利許諾使用料の支払い方式及び基準・専利許諾期間等を明記
- ✓ 専利権者／被許諾者は許諾成立を証明する書面を提出、等

工業意匠の国際登録に関するハーグ協定 [12章 136条～141条]

- ✓ 優先権主張に係る書類提出期限・新規性喪失に係る書類提出期限・分割出願期限はそれぞれ国際出願公布日から3カ月以内・2カ月以内・2カ月以内、等

その他、電子形式を書面形式とみなす規定の追加 [2条修正]、電子送達に係る規定の追加 [4条修正]、各種期間の初日不算入の文言修正 [5条修正]、権利回復請求 [6条修正]、秘密保持審査に関する期限の明確化 [9条修正]、信義誠実の原則 [11条、専利法第20条関連]、国際展示会等による新規性喪失の例外適用の書類提出期限 [33条修正←旧30条、専利法第24条関連]、外観設計専利の優先権に関する規定の追加 [35条修正←旧32条]、優先権の回復や訂正の請求 [36～37条]、優先権主張時における先の出願書類を援用した欠落書類の補充 [45条]、発明者等に支払う報酬額の最低金額の増加 [93条修正←旧77条]、名称変更（例：「専利復審委員会」を「国务院専利行政部門」に変更）、等々

(以上)